

# 平成26年第3回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成26年9月3日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長 兼 教 育 文 化 部 長	大 橋 雅 文

企画環境経済部長 兼住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長 兼技監	奥村智彦
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志
福祉健康課長	浅野薫夫

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀康男
書記	笠原誠
主任	小鹿耕平
主任	磯村重和

1. 議事日程（第1号）

平成26年9月3日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第2号報告 専決処分の報告について
- 日程第6 第3号報告 平成25年度笠松町健全化判断比率の報告について
- 日程第7 第4号報告 平成25年度笠松町資金不足比率の報告について
- 日程第8 第42号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第43号議案 庁舎耐震補強等工事請負契約の一部変更について
- 日程第10 第44号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第11 第45号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第12 第46号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第13 第47号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第14 第48号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算について
- 日程第15 第49号議案 平成25年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 第50号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 第51号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

て

- 日程第18 第52号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 第53号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 第54号議案 平成25年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について

開会 午前10時00分

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成26年第3回笠松町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（安田敏雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

3番 伊藤 功 議員

6番 伏屋 隆 男 議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（安田敏雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（安田敏雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（堀 康男君） 監査委員より、平成26年度7月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（安田敏雄君） 理事者の報告を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、諸般の報告であります。これは工事請負契約の締結であります。

まず、第4水源地の機械電気計装等の更新工事が1件、羽島用水のパイプラインの上部利用整備工事が1件、道路の拡幅改良工事が1件、笠松中学校のロッカー等の改修工事が1件、笠松小学校の校舎修繕等の工事が1件、そして下水道工事ではありますが、下52工区に伴う配水管と配水補助管の布設及び布設がえ工事が1件、そして下水道工事で、下53-2工区に伴う配水管、そして配水補助管の布設及び布設がえ工事が1件、米野処理分区（20工区）の管渠埋設工事が1件、下羽栗処理分区（52工区）の管渠埋設工事が1件、以上9件であります。この工

期、あるいは契約金額、契約の相手方、そして工事内容等、詳細につきましては、議員の皆さんのお手元にある議案資料の1ページから17ページをお目通しいただきたいと思います。

○議長（安田敏雄君） 以上、御了承願います。

---

#### 日程第4 議員派遣の件について

○議長（安田敏雄君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、変更を要するものについての措置は、議長に委任することに決しました。

---

#### 日程第5 第2号報告から日程第7 第4号報告まで及び日程第8 第42号議案から日程第20 第54号議案までについて

○議長（安田敏雄君） 日程第5、第2号報告から日程第7、第4号報告の3報告及び日程第8、第42号議案から日程第20、第54号議案までの13議案を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第2号報告 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。平成26年9月3日報告、笠松町長 広江正明。

記1. 平成26年8月7日専決。自動車事故に係る損害賠償の額。

第3号報告 平成25年度笠松町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成25年度笠松町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。平成26年9月3日報告。

第4号報告 平成25年度笠松町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成25年度笠松町資金不足比率を監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。平成26年9月3日報告。

第42号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町福祉医療費の助成に関する条例（昭和50年笠松町条例第29号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成26年9月3日提出。

第43号議案 庁舎耐震補強等工事請負契約の一部変更について。

平成26年6月4日議決の庁舎耐震補強等工事請負契約の一部を次のとおり変更するため、平成26年8月28日に変更仮契約した同工事について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、町議会の議決を求める。平成26年9月3日提出。

記、庁舎耐震補強等工事。

1. 契約の金額、変更前、金6億804万円。変更後、金6億3,718万7,040円。

第44号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算（第5号）。

平成26年度笠松町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,067万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,771万7,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月3日提出。

次に、15ページをお開きください。

第45号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,407万3,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月3日提出。

次に、18ページをお開きください。

第46号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度笠松町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,018万3,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月3日提出。

次に、21ページをお開きください。

第47号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,777万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,323万9,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月3日提出。

次に、27ページをお開きください。

第48号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成26年度笠松町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度笠松町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,954万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,892万7,000円、当年度分損益勘定留保資金69万9,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,991万7,000円で補てんするものとする。」を「不足する額1億511万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,917万9,000円、当年度分損益勘定留保資金6,620万5,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,972万9,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、（科目）第1款 資本的収入、（既決予定額）2億1,135万8,000円、（補正予定額）マイナス2,810万円、（計）1億8,325万8,000円。

（科目）第2項 企業債、（既決予定額）2億円、（補正予定額）マイナス2,810万円、（計）1億7,190万円。

支出、（科目）第1款 資本的支出、（既決予定額）2億9,090万1,000円、（補正予定額）マイナス253万円、（計）2億8,837万1,000円。

（科目）第1項 建設改良費、（既決予定額）2億7,824万9,000円、（補正予定額）マイナス253万円、（計）2億7,571万9,000円。

第3条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のように改める。

（起債の目的）第4水源地水源施設改良事業。

変更前、（限度額）2億円、（起債の方法）証書借入または証券発行、（利率）4%以内、（償還の方法）政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、企業財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰り上げ償還または低利に借りかえすることができる。

変更後、（限度額）1億7,190万円、（起債の方法）証書借入または証券発行、（利率）

4%以内、（償還の方法）政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、企業財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰り上げ償還または低利に借りかえすることができる。平成26年9月3日提出。

次に、36ページをお開きください。

第49号議案 平成25年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について。

平成25年度笠松町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成26年9月3日提出。

第50号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

平成25年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成26年9月3日提出。

第51号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成26年9月3日提出。

第52号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

平成25年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成26年9月3日提出。

第53号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成25年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成26年9月3日提出。

第54号議案 平成25年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について。

平成25年度笠松町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付するとともに、剰余金の処分をするものとする。平成26年9月3日提出。

○議長（安田敏雄君） 提案理由の説明を求めますが、先日の議案説明会でもお聞きしてあり、川部副町長から伺いますが、川部副町長さん、かいつまんで短くお願いいたします。よろしくお願いいたします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、本日提出させていただいた案件、専決処分の報告が1件と健全化判断比率の報告が1件、そしてまた資金不足比率の報告が1件、そして笠松町の福祉医療費の助成に関する条例の一部改正が1件、庁舎の耐震補強工事の請負契約の一部変更が1件、そして26年度の一般会計ほか4件の補正予算、計5件、そして25年度の一般会計ほか4件の決算認定が5件、そして25年度の水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分が1件、以上、報告を含めて16件の案件であります。



詳細につきましては、副町長及び担当部長より説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安田敏雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次説明させていただきます。なるべくかいつまんで説明をさせていただきます。

まず議案の1ページから2ページであります第2号報告 専決処分の報告についてであります。

こちらは、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された損害賠償の額について専決処分をしたので、これを報告するものでございます。

平成26年8月7日に専決をいたしました。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償の額でございまして、相手方は、大垣市青柳町2丁目7番地6、本多阜月氏であります。

事故の概要につきましては、平成26年7月23日、岐阜県庁駐車場内において、駐車するため後退した際、左側後方に駐車中の相手方車両と接触したものであります。

損害賠償額は5万4,837円。過失割合は10・0で、当方の損害はございませんでした。

示談成立日は8月7日でございます。全額、一般財団法人全国自治協会の保険で対応させていただきました。よろしく願いいたします。

続きまして、3ページ、第3号報告 平成25年度笠松町健全化判断比率の報告についてであります。

こちらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

4つございまして、まず実質赤字比率、こちらは、一般会計における実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。この実質赤字額がございませんので、ハイフンの表示をさせていただきます。

なお、参考までに、早期健全化基準というものは15%であります。

それから、連結実質赤字比率ですが、こちらは、全ての会計における実質赤字額、黒字額及び資金不足額、剰余額を合計して、赤字額がある場合に、その額が標準財政規模に占める割合であります。こちらにも連結実質赤字額がないため、ハイフンの表示となっております。

こちらにも早期健全化基準というものは20%であります。

続きまして、実質公債費比率であります。こちらは、地方債の元利償還金だけでなく、公営企業債の元利償還金に対する繰出金など、実質的な公債費の額が標準財政規模に占める割合であります。6.2%でありました。こちらの基準は25%であります。

続きまして、将来負担比率ですが、地方債現在高、債務負担行為による支出予定額、これは

一部事務組合等も含めます。など、将来的に支出することが見込まれる負担額から、基金や交付税算入予定額等、将来負担額が充当できる財源を控除した残金が標準財政規模に占める割合でありまして、こちらも一部事務組合、第三セクターまで含めてありますが、数字的には79.5%でありました。こちらの基準は350%でありました。

以上、平成25年度決算に基づく笠松町の健全化判断比率は、4指標とも国の定める適正基準の範囲内となっております。

続きまして、4ページの第4号報告 平成25年度笠松町資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものでありますが、公営企業会計における資金の不足額がその事業規模に占める割合であります。資金不足がないため、両会計ともハイフンの表示となっております。以上であります。

続きまして5ページ、議案資料では18ページになりますが、第42号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

こちらは、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律、これが平成26年4月23日に公布され、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定整備をするものであります。

18ページの新旧対照表を見ていただければわかると思いますが、まず第2条第1項第3号の関係であります。こちらは法律名の改正に伴い、条文内で引用している法律名を「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正するものであります。

そして、第2条第1項第4号関係であります。こちらも父子家庭の父及び児童の定義が、改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項において規定されたことに伴い、条例内における定義方法について整備を行うものであります。読みかえ規定していたものを単純にすっきりさせて、「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子」ということで変えただけであります。

この改正による助成対象等の変更は全くございません。

施行日は平成26年10月1日であります。

続いて議案の6ページ、議案資料では19ページから20ページにわたっております第43号議案 庁舎耐震補強等工事請負契約の一部変更についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、庁舎耐震補強等工事請負契約の一部変更について、町議会の議決を求めるものであります。

内容的には、2週間に1回、建築士とか施工業者との工程会議というのを開催しております。その中で、今後発生すると予想される更新・修繕に要する費用について、今回の改修工事とあ

わせて実施することにより、仮設費とか管理費等の費用が抑えられる項目、また工事方法等を見直すことにより、無駄を省くことができる項目に関して減額し、変更仮契約を締結したものであります。8月28日に仮契約をさせていただきました。

金額的には2,914万7,040円増額の6億3,718万7,040円となりました。

契約の相手方とか工期、工事場所に変更はございません。

変更の主なものでございますが、こちらは議案資料の19ページにかなり詳細に描かせていただきましたが、まず一番上と一番下にありますが、エレベーターの改修工事と、そのエレベーター室のアスベストの調査工事を追加いたします。1,907万1,000円と28万円ですが、これは建築基準法等の改正により、平成14年6月1日より、エレベーター昇降路に防火区画を設け、遮煙性能、煙を遮る性能ですね、それから遮炎性能、言葉では一緒ですが炎を遮る性能、これを有する防火設備の設置が義務づけられていました。現エレベーターは、平成7年に更新していることにより、既存不適格となっているため改修するものであります。

当初の設計は、既存エレベーターの防火防煙スクリーン、シャッターを設置する予定でありましたが、契約差金のできたこと、それから現エレベーターは19年使用しており、通常の使用年数で20年程度と言われておりますので、そういった年月が経過すること。それから、現行法令に対応したエレベーターに取りかえることにより、この防火防煙スクリーンが不要となることから、こういった判断をとらせていただきました。

先ほども申し上げましたが、このエレベーター入れかえに伴う機械室のアスベストの調査をいたします。

それから、便所の改修ということで、便器数量とかレイアウト変更をいたしました。金額的には307万円の増額になりました。

19ページに、トイレのレイアウトとか変更図をつけさせていただきました。和式から洋式に変えますので、スペースをとるため数が減るわけですが、今回詳細にレイアウトを考えまして、なるべく現行の数を確保させていただきました。後ほどお目通しいただきたいと思っております。

それから、外灯改修工事ということで、こちらは駐車場にある街路灯を全てLEDに変えさせていただきます。8万8,000円の追加工事になります。

それから、コンセントの設備工事ということで、老朽化による取りかえということで133個を取りかえます。こちらでは22万6,000円の増。

それから、こちらは減ですが、仮設トイレの設置工事ではありますが、96万8,000円を減額しました。これは、庁舎北側に設置する仮設便所の汚水を、当初の計画では南側へポンプで圧送する計画をしておりましたが、駐車場内に防災用に利用できる汚水ますを設置して、直接西側の下水道管に接続する方法に切りかえたため、このポンプの設置費用を不要としたものであります。

以上が変更内容であります。

本件については改修工事ということで、今後も変更の可能性もありますし、財源的な確定もしていませんので、補正予算には計上しておりません。御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして7ページから14ページ、第44号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算についてであります。

今回の補正額は、1億3,067万1,000円の増額補正であります。

内容を説明させていただきます。

まず歳出のほうからですが、12ページ、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費に役務費、それから同じく第2項 企画費、第1目 企画総務費、こちらに需用費、役務費がございますが、こちらはかさまつ応援寄附金の関係でございます。これが、件数が大幅にふえる見込みであるため、まず総務費のほうでは、納付書やお礼状等の送付に係る通信運搬費を160万7,000円増額させていただきました。当初1,200件見ていたものが、今の予定では1万800件あるということで、これだけの補正をさせていただきました。

それから、企画費のほうでは、お礼の品を需用費で2,515万円増額させていただきます。

そしてまた同様に、クレジットカードによる納入もふえていますので、このクレジット会社に対する手数料についても69万4,000円増額しております。

なお、参考までに申し上げますと、昨日までに1,831件、1,393万1,000円の寄附がございました。昨年8月末では476件で、ことしが8月末で1,807件ということで、約3.8倍になっております。

今回の補正では、対前年比3倍の見込みということで予算計上させていただきましたが、若干それを上回る可能性が出てまいりましたので、今後も補正があるかもしれません、よろしくお願いいたします。

途中でちょっと財源内訳補正、第6目 防災対策費の財源内訳を飛ばしましたが、これは小・中学校に設置する災害用備品、内容としては大型扇風機等ではありますが、この整備に対して、公益財団法人十六地域振興財団から助成金の交付がございましたので、財源充当を38万円させていただきました。

同じく企画費のところ委託料、イントラネット保守管理委託料の表示がありますが、こちらは介護保険審査支払いデータ及び障害者自立支援給付支払いデータの国保連合会とのデータの授受に関して、この10月から介護・障害一拠点集約化システムにより、ISDN回線を使用して運用していたものを、データ量の増加に伴う負担軽減と業務運用面の機能拡張を図るため、岐阜県情報スーパーハイウェイに切りかえることに伴い、配線設定等に係る委託料を8万6,000円増額させていただきました。全額、国保連合会の交付金で賄わせていただきます。

それから、総務費の第3項 徴税費、第1目 税務総務費であります。23節の補正がございます。こちらは、上場株譲渡割等に係る町・県民税の還付が増加していることに伴い、歳出還付金に不足が生ずる見込みであるため、200万円の増額をさせていただきます。

それから、第3款 民生費から、13ページの社会福祉総務費の繰出金の減額30万円がございますが、それとか第4目の障害福祉費、第5目の福祉医療費、第8目の後期高齢者医療費、それから第4款の衛生費ですが、こちらについては、25年度分の事業精算の関係で償還金等を組ませていただきました。これは事業精算でありますので、省略させていただきます。

続きまして、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費であります。こちらにつきましては、8月の全員協議会において部長のほうから御説明させていただきましたように、10月から定期予防接種に水痘と高齢者肺炎球菌が追加されることに伴い、予診票、案内文書等の印刷、郵送に係る費用及び予防接種委託料などの諸経費を合計で1,112万2,000円増額させていただきました。

内容的には、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、そしてお医者さん等への委託料を組ませていただきました。

財源につきましては、普通交付税の措置ということで、一般財源対応であります。

同じく第7目 福祉健康センター費ですが、こちらは福祉健康センターの自動ドア及び火災通報装置のふぐあいが定期点検で指摘があったことに伴い、修繕料を41万6,000円増額させていただきました。

続きまして、第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第2目 農業総務費であります。こちらは農地法の一部が改正されまして、農地台帳の作成やその公表等が法定化されたことに伴い農地台帳の整備項目及び公表用データ作成等のシステム改修が必要となるため、委託料を129万6,000円増額するものであります。こちらは全て県の補助金で賄わせていただきます。27年度からの運用となります。

同じく第4目の農地費に補正がございますが、こちら平成25年度の土地改良事業費の確定に伴い岐阜県土地改良事業団体連合会賦課金が増額となったため、負担金補助及び交付金を7万円増額させていただきます。こちらは、前年度の県単事業の1000分の4が負担ということで、昨年は、ちなみにパイプラインの上部利用、逆川といったものが積算の基礎になっております。

続きまして、第9款 教育費、第5項 社会教育費、第4目 歴史民俗資料館費ですが、こちらは歴史民俗資料館の建てかえに当たりまして、展示内容等に関し、運営協議会において協議する項目が例年より多くなったため、1回分の委員報酬及び食糧賄い等を増額させていただくものであります。

続きまして、第11款 諸支出金、第2項 基金費、第1目 財政調整基金費であります。前年度繰越金を今回全額予算計上させていただきました。この後出てまいります。決算額が

3億3,900万円ございまして、当初予算が1億8,000万見てございました。そして、今までの補正で3,700万円強使いまして、1億2,161万4,000円が残っております。これを今回の増額補正の財源に充てた後の余剰財源を財政調整基金に積み立てるため、積立金を6,565万1,000円増額するものであります。

歳入であります。先ほどから全て歳出のほうで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

続きまして15ページから17ページ、第45号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

補正額は90万円の増額補正であります。

17ページのほうの歳出であります。償還金90万円の増額をさせていただいておりますが、こちらは過去の町民税の更正や社会保険に加入した被保険者の資格喪失の届け出がおくれたことにより、遡及して国民健康保険の資格喪失をしたことなどに伴い保険税の減額更正が増加し、過年度の保険税に係る還付金が不足する見込みとなったため、90万円を増額させていただきました。

歳入につきましては、この補正に伴い不足する財源に前年度繰越金を充てるため、90万円増額させていただきました。

なお、平成25年度繰越金残額が2億1,654万4,000円ございまして、こちらについては、今後、前年の国庫補助金等の精算に伴う返還金が生じる見込みであること。また、保険給付費にも不足が生ずることが予想されますから、今後これらの補正とあわせて予算計上させていただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、18ページから20ページにわたっております第46号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。

補正額は3万6,000円の増額補正であります。

まず歳出、20ページですが、平成25年度保健事業費負担金について、岐阜県後期高齢者広域連合のぎふ・すこやか健診の事業精算に伴い負担金の追加納付が必要となったため、負担金補助及び交付金を3万6,000円増額させていただきました。

歳入につきましては、今回の増額補正に伴い不足する財源に一般会計繰入金を充てるため、繰入金を3万6,000円増額させていただきました。

なお、平成25年度繰越金335万1,000円でございますが、これについては、平成27年3月定例会において、一般会計繰入金等の精算補正の財源として予算計上させていただく予定でありますので、御了承をお願いいたします。

続きまして、21ページから26ページまでにわたっております第47号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算についてであります。

補正額は3,777万7,000円の増額補正であります。

26ページの歳出でございますが、平成25年度の介護給付費及び地域支援事業に係る国・県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金、並びに一般会計繰入金の精算に伴い、負担金等償還金を1,354万4,000円、そして一般会計繰出金を729万円増額するものであります。

また、一般会計と同様に、前年度繰越金を全額予算計上し、今回の事業精算による増額補正の財源に充てた後の前年度保険料余剰分について、介護保険基金に積み立てるため、基金積立金を1,694万3,000円増額させていただきました。

歳入につきましては、25ページ中段下でございますが、前年度事業精算に伴い、事務費等の財源に充てていた一般会計繰入金の一部、30万円を減額させていただきました。

それから、前年度繰越金を全額予算計上することに伴い、繰越金を3,808万3,000円増額させていただきました。

以上が介護保険です。

続きまして、議案の27ページから35ページにわたっております第48号議案であります。平成26年度笠松町水道事業会計補正予算についてであります。

今回の補正額は253万円の減額補正であります。

支出のほうから、資本的支出、29ページのほうから御説明させていただきます。

まず水源施設改良工事、第4水源地の機械電気計装等更新工事でございますが、契約差金がございますので、3,023万8,000円を減額させていただきました。

それから、下水道会計のほうで大きな補助金の3つの工事がございましたが、こちらのほうで入札差金が生じたので、この下水道事業に対する社会資本整備総合交付金が満額交付されているため、来年度以降施工予定でありました円城寺字川通地内の一部、円城寺集会所の付近でございますが、そこと米野字村中・野畑地内の一部、こちらは岐南町との町境でございますが、今年度、下水のほうを前倒しして実施したいと考えています。これに伴い、水道管の支障移転工事が必要となるため、先ほどの水源地改良工事の入札減少金を活用して、この配水施設改良費を1,383万7,000円、そして給水施設改良費を1,387万1,000円増額させていただきます。

資本的収入のほうですが、第4水源地の機械電気計装等更新工事の事業費の減額に伴い、企業債を2,810万円減額させていただきます。

それから、28ページの第3条関係、企業債補正の関係ですが、こちらは第4水源地水源施設改良事業費の関係でございますが、2億円であったものを2,810万円減額して、1億7,190万円に減額させていただきました。

これ以降ですが、36ページの第49号議案から40ページの第53号議案までの決算認定の5議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員さんの意見をつけて町議会の認定に付すものであります。

また、41ページ、第54号議案 平成25年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分については、地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて町議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当部長より説明させていただきます。以上であります。

○議長（安田敏雄君） 提案理由の説明の途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時11分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

提案理由の説明を求めます。

岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） それでは、平成25年度の決算、第49号議案

平成25年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定についてから第53号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括して御説明いたします。

今回の決算書及び認定資料から、総合行政情報システムの財務会計システムの導入に伴いまして、従来のA4横判からA4の縦判の見開きに変更しております。

それでは、平成25年度決算説明資料によりまして御説明させていただきます。

まず初めに、決算説明資料の1ページから2ページをごらんください。

1の総括になります。5つの会計の決算額が表に示してあります。よろしいでしょうか。

5つの会計の決算額の合計です。歳入総額が133億835万2,190円、対前年度で7.5%の増。歳出総額では126億9,235万9,380円、対前年度で7.8%の増となっております。歳入歳出差引額が6億1,599万2,810円となりました。

この増の主な要因といたしまして、一般会計の歳出で13%、歳入でも11.9%と伸びております。

これは、笠松中学校新屋内運動場建設事業などの普通建設事業が伸びた結果と言えます。

下の円グラフは、各会計の歳入及び歳出決算額の構成割合をあらわしたものでございます。

次に、3ページから4ページをごらんください。

2の一般会計で、歳入からでございます。

一般会計の歳入決算額を各款ごとに表示したものです。

歳入合計で、収入済額が77億9,152万7,166円で、対前年度11.9%増。

主要なものとしまして、第1款 町税、収入済額が26億8,762万5,119円で、対前年度0.7%の増となりました。町民税と町たばこ税で増収となっておりますが、主な要因といたしましては、年少扶養控除の廃止等による個人町民税の増収、たばこ税の税率引き上げによる増収と見



ております。町税の未収入額につきましては、不納欠損額を含め1億4,002万4,172円で、対前年度5.5%の増となりました。調定額対収入割合、いわゆる収納率でございますが、95.0%で、対前年度のマイナス0.3ポイントとなりました。

第9款の地方交付税につきましては、収入済額が12億496万9,000円で、対前年度5.8%の増となりました。

要因としましては、公的病院等の救急告示病院運営費補助に対する特別交付税措置による増収と言えます。

第11款 分担金及び負担金、収入済額が1億2,045万7,620円、対前年度では0.8%の増となっておりますが、分担金及び負担金の未収入額835万4,850円、対前年度で27.1%の増となりましたが、保育料、放課後児童クラブ利用料の未収入額でございます。

第13款で国庫支出金、収入済額が8億9,903万2,127円、対前年度65.4%増。これは、先ほど冒頭にもお話ししました笠松中学校新屋内運動場建設事業などの国庫補助金で増収となっております。

第14款 県支出金、県支出金の未収入額に389万5,000円とありますが、これは繰越明許費として翌年度繰り越した財源、子ども・子育て支援新制度構築事業システム開発経費の県補助金に当たります。

そして、最後に第20款で町債、収入済額が12億2,230万円で、対前年度118%の増となりました。この要因としましては、教育債の増ということで、笠松中学校新屋内運動場建設事業などでの増収ということになります。

なお、第4款の配当割交付金、第5款の株式等譲渡所得割交付金について、予算現額対収入割合が高くなっております。これは、株式等譲渡所得課税収入、当初予算は推計数値をもとに算出しておりましたが、それぞれ配当課税収入及び株式等譲渡所得課税収入が増加し、実績といたしまして交付額も増加したという結果でございます。

次に、5ページから6ページをごらんください。

歳出のほうでございます。

一般会計の歳出決算額を各款ごとに表示したものです。

歳出合計支出済額で74億5,237万7,928円、対前年度13%増となっております。歳出合計の執行率は93.0%。主な支出としまして、第3款 民生費、支出済額が22億2,182万7,622円で、対前年度マイナス6.1%となりました。この翌年度繰越額のほうでは389万6,000円、先ほどの歳入と裏腹になりますが、子ども・子育て支援新制度構築事業システム開発経費でございます。

第4款の衛生費、支出済額が7億1,009万290円で、対前年度5.0%の増となりました。翌年度繰越額で994万1,000円とありますが、これは国庫補助事業の働く世代の女性のためのがん検診推進事業で、乳がん・子宮がん検診の実施についての金額でございます。

第7款の土木費、支出済額9億5,691万1,523円で、対前年度22%の増となりました。要因としましては、貯留施設設置事業、運動公園改修事業、羽島用水東幹線上部利用整備などがございました。翌年度繰越額で338万5,000円とありますのは、道路整備調整事業で、町道中野2号線拡幅改良事業用地買収経費がこちらのほうに上がっております。

そして、第9款で教育費、支出済額で17億8,090万107円、対前年度78.5%の増と。先ほど来の笠松中学校新屋内運動場建設事業や町民運動場の整備事業などがございます。翌年度繰越額の637万2,000円とありますのは、新歴史民俗資料館建設事業設計委託経費が繰り越しをされております。

次に、7ページから8ページをごらんください。

地方財政状況調査による普通会計の収支状況を過去5年間分表示しております。

平成25年度の状況といたしましては、歳入歳出差引額（形式収支）のC欄が3億3,914万9,000円、実質収支、E欄、形式収支、C欄から翌年度へ繰り越すべき財源、D欄を差し引いた額ですが、3億2,436万円、そして単年度収支、これは実質収支から前年度実質収支を差し引いた額ですが、1億591万3,000円となります。そして実質単年度収支、最下段ですが、単年度収支、F欄に基金積立金、G欄を加えて、基金取崩額、I欄を差し引いた額となります。マイナスの2,517万円ということで、したがって、平成25年度は、単年度収支までは黒字となっておりますが、実質単年度収支では赤字となったということになります。

次に、9ページから10ページをごらんください。

歳入及び歳出を目的別で、それぞれの各項ごとに数値の高いものから順に棒グラフ化しております。

歳入の目的別では、1位から4位まで、固定資産税、町民税、町債、地方交付税とありますが、固定資産税は、これは前年と同様なんですけど、社会経済情勢の影響等によりまして、平成22年度から町民税と順位が入れかわって、ずっと1位を保っております。

この3位、町債ですけれども、これは昨年4位から3位に上がっておりますが、先ほど来の普通建設事業に伴う起債増によりまして、地方交付税と順位が入れかわっております。

そして歳出、目的別のほうでは、1位、社会福祉費、これは前年度と同様ですが、ここで2位が中学校費となっておりますが、昨年17位から2位に一気に上がっておりますが、笠松中学校新屋内運動場建設事業による増ということになります。3位に児童福祉費、4位、都市計画費については、その関係で繰り下がっておりますが、おおむねそれ以下も前年同様となっております。

次、11ページをごらんください。

上段に住民1人当たりの歳入決算及び歳出決算の額を、下段に1世帯当たりの歳入決算及び歳出決算の額を表示しておりますが、これによりまして、住民1人当たりの決算額が、歳入で

は34万7,309円で、歳出では33万2,191円ということになっております。

そして、右のページの12ページでは、歳出の性質別のほうを数値の高いものから順に棒グラフ化しております。

1位が普通建設事業費となっておりますが、これは昨年6位から1位に一気に上がっております。

次に、13ページから16ページになりますが、これは年度別歳入として、年度別の歳入を自主財源と依存財源に区分して、過去6年分を表示しております。

そこで、25年度の状況ですが、16ページのほうに記載がございます。

自主財源比率で47.2%で、対前年度マイナス8.2%、依存財源比率では52.8%、対前年度、逆に8.2%増という形になります。

自主財源の主な項目は、当然町税という形になります。34.5%を占めておるといことで、順位的には1位が固定資産税、2位が町民税、たばこ税、軽自動車税と順に続いております。

依存財源の主な項目としましては、地方交付税が歳入構成の15.5%を占めております。先ほどの特別交付税措置の増といことで、このほかにも国庫支出金の増収が見られますが、これは先ほどの普通建設事業、笠松中学校新屋内運動場建設事業などの国庫補助金も増となるためでございます。

次のページ、17ページから18ページでは、これらの過去5年間の推移を棒グラフ化しております。

19ページから20ページでは、この年度別歳出（目的別）を6年間分掲載しております。

そして23ページでは、目的別の推移グラフの5年間分、24ページでは、性質別の推移グラフの5年間分というように資料が掲載されております。

次に、25ページから26ページをごらんください。

上段に給与費を、下段に町債の状況を表示しております。

給与費、共済費を含めますが、合計で8億9,226万4,605円、対前年度0.3%の増となりました。

職員数が平成25年4月1日現在で129人、これは全会計になりますが、退職が9人で、採用8人計すると、平成26年4月1日現在では128人で、1人の減という形になっております。うち、一般会計につきましては、25年4月1日現在115人で、退職・採用が同じで、平成26年4月1日では114人で、増減マイナス1人という形になりました。

町債の下段でございます。合計で、前年度末の残高が49億99万980円、68件ございました。それが年度中起債額12億2,230万円と、償還満了分もありまして、結果としては57億5,915万3,677円、対前年度17.5%の増となりました。

年度中起債額、内容、総務債の4億は、2件の臨時財政対策債、土木債の2件は排水路改良

事業と運動公園改修事業、そして教育債 7 件あります。7 億5,700万円、中学校新屋内運動場建設事業という形になります。

次に、27ページから28ページをごらんください。

### 3. 国民健康保険特別会計です。

国民健康保険特別会計の歳入及び歳出決算額を各款ごとに表示しております。

歳入合計、収入済額で28億3,647万7,630円で、対前年度1.5%の増となりました。

主な収入としまして、第1款で国民健康保険税、歳入の24%を占めておりますが、収入済額で6億8,254万7,351円で、対前年度0.6%減、マイナス0.6%となっております。税率を平成24年度に改正して後、据え置きになっております。国民健康保険税の未収入額は、不納欠損を含めまして2億2,661万151円で、対前年度7.1%の増となりました。調定額対収入割合、いわゆる収納率ですけれども、75.1%で、対前年度でマイナス1.3ポイントとなりました。

税率の詳細及び収納率の詳細等につきましては、決算認定資料の87ページのほうに記載してありますので、後ほどお目通しください。

そして、第5款の前期高齢者交付金、これが歳入の26.7%を占めておりまして、収入済額で7億5,679万8,355円、対前年度18.5%の増となっておりますが、これは被用者保険が前期高齢者、いわゆる65歳から74歳の加入率が高い国保財政を財政支援する制度でありまして、全国平均を上回る保険者がこの交付を受けるということになっておりまして、保険税と合わせて歳入総額の50.7%を占めているというのが現状であります。

次に歳出合計、支出済額で26億1,903万3,149円、対前年度0.5%の増で、歳出予算の執行率97.2%となっております。

主な支出としまして、第2款の保険給付費、歳出の67.7%を占めております。支出済額では17億7,426万757円で、対前年度マイナス6.1%となりました。

なお、歳入歳出差引額は2億1,744万4,481円、国民健康保険基金年度末現在高が1億7,468万3,929円となりました。

次の29ページから30ページをごらんください。

29ページが円グラフで、歳入及び歳出決算額を各款の構成割合で示しております。

30ページのほうで療養給付費及び療養費、そして高額療養費及び保険税とあります。主な保険給付費の状況や保険税について説明しておりますが、これによりますと、療養給付費及び療養費の被保険者1人当たり保険者負担額というのが24万9,389円、対前年度で1.5%の増となっております。被保険者1人当たりの保険税収入額につきましては12万7,645円で、対前年度1.2%の増となりました。

次に、31ページから32ページをごらんください。

後期高齢者医療特別会計です。

後期高齢者医療特別会計の歳入及び歳出決算額を各款ごとに表示しております。

歳入合計、収入済額で2億873万5,028円、対前年度3.9%の増となりました。

主な歳入で、第1款の後期高齢者医療保険料、歳入の70.6%を占めておりますが、収入済額で1億4,745万8,750円で、対前年度3.1%の増となりました。

保険料率につきましては2年ごとに改定されまして、平成24年度から平成25年度は同率となっております。保険料の未収入額は、不納欠損を含めまして374万4,650円で、対前年度42.8%の増となりました。調定額対収入割合、いわゆる収納率でございますが、97.5%で、対前年度マイナス0.7ポイントとなりました。

同様に、保険料率の詳細や収納率の詳細につきましては、決算認定資料の93ページのほうに記載しております。

歳出合計、支出済額では2億538万3,231円、対前年度3.8%の増となりました。歳出予算の執行率は98.5%となっております。

主な支出としまして、第2款の後期高齢者医療広域連合納付金、歳出の94.1%を占めておりますが、支出済額で1億9,316万1,718円で、対前年度3.6%の増となっております。これは、保険料相当や保険基盤安定負担金、事務費負担金、保険事業負担金分をこれで納付しております。そして、公費負担分12分の4が公費負担されるとされておるんですけども、町負担分はその12分の1という形になっておりまして、一般会計の後期高齢者医療費のほうで支出をしております。

そして、歳入歳出差引額につきましては335万1,797円となっております。

33ページから34ページをごらんください。

33ページの円グラフは、同様に歳入歳出決算額を各款の構成割合で示しております。

34ページに保険料の詳細をあらわしておりますが、笠松町分と広域連合の保険料収入状況であります。

これによりますと、被保険者1人当たりの保険料収入額は、笠松町現年度計で5万7,655円、対前年度では0.2%の増となっております。

次に、35ページから36ページをごらんください。

介護保険特別会計ですが、介護保険特別会計の歳入歳出決算額を各款ごとに表示しております。

歳入合計、収入済額で15億9,607万2,342円、対前年度3.3%の増。

主な収入で、第1款 保険料、歳入の19.9%を占めておりますが、収入済額が3億1,798万2,400円、対前年度4.1%の増となっております。

介護保険料につきましては、3年ごとの介護保険事業計画の策定に際して改定しておりまして、この25年度は、第5期介護保険事業計画の中での話で、計画期間が平成24年度から26年度

となっておりますので、今その中にあります。

介護保険料の基準額、第4段階ですが、年額にして5万7,000円となっております。保険料の未収入額、不納欠損を含めまして952万1,600円で、対前年度で0.1%の増となりました。調定額対収入割合、収納率ですが、97.1%で、0.1ポイントの増となりました。

これも同様に、保険料率の詳細、収納率の詳細等につきましては、決算認定資料の95ページに記載があります。

歳出合計の支出済額では15億5,798万7,557円、対前年度2.8%の増となりました。歳出予算合計の執行率は98%となっております。

主な支出で、第2款の保険給付費ですが、歳出の94%を占めておりまして、支出済額では14億6,380万3,640円で、対前年度で3.1%の増となっております。

そして、歳入歳出差引額は3,808万4,785円となりました。

次の37ページ、38ページをごらんください。

介護保険給付費の主な給付内容及び保険料の詳細を示しております。

これによりますと、受給者1人当たりの保険者負担額は、介護サービス費で合計17万763円、対前年度0.1%の増となります。被保険者1人当たりの保険料収入につきましては5万7,346円で、対前年度0.7%増となっております。

下の円グラフは、歳入及び歳出決算額の各項の構成割合をあらわしております。

次に、39ページ、40ページをごらんください。

6の下水道事業特別会計です。

下水道事業特別会計の歳入及び歳出決算額を各款ごとに示したものです。

歳入で、歳入合計、収入済額が8億7,554万24円、対前年度がプラマイゼロ。

主な収入で、第1款の使用料及び手数料です。歳入の26%を占めておりますが、収入済額で2億2,793万9,761円で、対前年度19.3%の増。下水道使用料の値上げに伴い増収となっております。

使用料の未収入額につきましては、不納欠損を含め328万9,027円、対前年度マイナス4.5%となりました。調定額対収入割合、いわゆる収納率ですが、98.6%で、対前年度0.4ポイントの増となりました。

歳出合計では、支出済額で8億5,757万7,515円、対前年度マイナス0.3%ですが、歳出予算合計の執行率は97.0%となりました。

主な歳出としまして、第3款の公債費で、歳出の57.0%を占めておりますが、支出済額で4億8,898万383円で、対前年度0.5%の増となります。

歳入歳出差引額は1,796万2,509円となりました。

下段の表、町債につきましては、下水道債の状況を示しております。年度中起債額が2件で

6,690万円、年度末現債高が124件で54億1,834万3,790円、2億6,162万7,853円の減という形になりました。

平成25年度末の下水道整備状況の結果といたしましては、全体の計画区域面積683ヘクタールに対しましての下水道整備率は68.3%、認可区域面積557.6ヘクタールに関します下水道整備率につきましては83.7%、水洗化率が79.6%となりました。

次のページ、41ページは、この歳入及び歳出決算額を各款の構成割合であらわした円グラフが記載されております。

続きまして、これは決算書のほうになりますが、決算財産に関する調書、72ページから73ページで、1の公有財産のほうについて説明をさせていただきます。

(1)の土地及び建物ですが、土地のほうで、決算年度中増減高で、行政財産の中で、運動場のほうが1,143平米増となっておりますが、これは町民運動場南側駐車場の用地を取得した結果によるものです。

そして、衛生施設のほうで142平米の増になりますが、これは門間の墓地用敷地の寄附があったということでございます。

そして、一番下のほうで、普通財産のその他のほうですが、マイナス158.43平米がありますが、これは月美町、松栄町の町有地を売却処分したことによるものの減でございます。

そして、右のほうの建物のほうで非木造がありますが、行政財産で学校とあります。3,239.85平米の増となりますが、これは笠松中学校屋内運動場の新築によるものです。

そして、公園のほうで21.98平米の増とありますが、これは運動公園のトイレを新築したことに伴う増ということになります。

この結果、決算年度末現在高としまして、合計で、土地につきましては22万242.05平米、建物、まず非木造のほうでは、延べで5万8,352.3平米で、木造と合わせますと5万9,750.6平米という形になります。

次に、74ページから75ページをごらんください。

(2)の有価証券ですが、これは決算年度中の増減がありませんので、年度末現在高としましては1,210万1,500円と。

(3)の出資による権利につきましては、決算年度中の増減高が出捐金のほうで2万1,000円とありますが、これは岐阜県信用保証協会出捐金の増額分であります。それでもって、決算年度末現在高としましては、2,291万円となりますが、預託金と出資金と合わせますと3,018万9,000円ということになります。

2番の物品のほうで、自動車とありますが、乗用車の1台の増は児童虐待防止対策で、県補助を活用した車1台を購入しております。

貨物のほうで、1台は老朽化に伴う廃車をしております。

そして、消防ポンプ積載車1台の減は、総務省より緊急防災減災事業で消防車両の貸与がありまして、これに伴いました更新ということで、老朽化した1台を廃車しております。

そして、入浴車のほうの1台減ですけれども、移動入浴サービス事業を実施していた社会福祉協議会への入浴車を貸与していたものがあるんですが、これが事業廃止によりまして町へ返却されましたので、公売にて売却して、減となったというものです。

そして、パーソナルコンピューターのほうでマイナス142台とありますが、主にイントラ用のパソコンのうち、135台をリースに変えたことなどによります。

そして、次の76ページから77ページをごらんください。

3の基金ということで、基金トータルで、決算年度中の増減高としましてはマイナスですけれども、8,060万9,278円と。そして、年度末現在高としては22基金、21億6,954万8,508円という結果になっております。

次の78ページから79ページでは、高額療養費資金貸付基金500万円と土地開発基金1億円の運用状況が記載されております。

ちょっと戻りますが、また決算認定資料のほうのちょっと続きのほうになりますが、42ページから43ページに緑紙で決算認定資料の財政状況というのがあります。42ページから43ページになるかと思いますが、決算認定資料のほうに戻りました。よろしいでしょうか。

財政状況ということで、普通会計財政関係指数等の推移というものが表にしております。

普通会計財政関係指数等の推移、過去5年間の財政状況を財政指標により分析をしております。

財政力指数は0.693、対前年度でマイナス0.006ポイントということで、これは過去3年間の平均数値になるんですけれども、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値で、これが高いほどいいというふうにされております。

平成24年度の県下平均が0.48で、笠松町は上から、0.699が11番目となっておりますので、県平均から比較すると財政力はまだまだ高いほうかなというふうに思われます。

経常収支比率は87.2で、対前年度マイナス0.1ポイントとなりました。一般的に70から80の間とされておまして、この数値が低いほど財政力に弾力性があり、高いほど財政が硬直化しているとされまして、平成24年度の県下平均では93.7、笠松町が87.3となっておりますので、高いほうから15番目で、ちょっと財政が硬直化傾向にあるかなというふうに思います。

実質公債費比率では6.2%、対前年度マイナス0.5ポイントということで、一般会計や特別会計、一部事務組合等への繰出金も含めた公債費の標準財政規模に占める割合ということになっておまして、平成24年度の県下平均が18.4で、笠松町の6.7は低いほうから11番ということで、公債費の負担比率はまだまだ低いほうではないかというふうに考えます。

次の44ページから45ページですが、基金残高及び地方債残高の推移で、過去5年間の状況を



棒グラフ化しております。

平成25年度における地方債の伸びがちょっと見てとれるかと思います。

次のページが決算認定資料で、46ページから99ページにわたって、一般会計から下水道事業特別会計までの5会計について、歳出面から各款項目の事業ごとにその主な成果や実績を記載しております。時間があれば、また中身に入っていくというところがございますが、このぐらいにいたしまして、また後ほどごらんいただければと思いますので、これもちまして一般会計から下水道特別会計の決算認定の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） 奥村部長。

○建設水道部長兼技監（奥村智彦君） では、平成25年度笠松町水道事業会計決算について御説明をさせていただきます。

この決算書類に係る消費税の取り扱いにつきましては、19ページの(3)その他会計経理に関する重要事項の決算書類の計数表のとおりとなっておりますので、参考にさせていただくようよろしく願いいたします。

では、1ページから4ページの1の決算報告書から御説明させていただきます。

1、2ページにまたがる表の(1)の収益的収入及び支出についてですが、収入の第1款 水道事業収益は決算額2億4,488万1,067円で、対前年度3.7%の増で、支出の第1款 水道事業費用は決算額2億1,385万6,843円で、対前年度0.4%の増となりました。詳細につきましては、5ページの損益計算書のところで、後ほど御説明をさせていただきます。

続きまして、3、4ページにまたがる表の(2)の資本的収入及び支出についてですが、収入の第1款 資本的収入は決算額1億900万895円で、対前年度9,885万円、974.1%の増となりました。これは、平成25年度に新規事業としまして、第4水源地の機械電気設備等の更新工事に伴い、企業債を1億円借り入れたことにより、大幅な増額になったことによるものでございます。

支出の第1款 資本的支出については、第4水源地の設備等の更新工事などにより、決算額2億7,414万2,841円で、対前年度162.2%の増となりました。

主な建設改良工事の内訳は、14ページ、(1)の建設改良工事の概況のとおりで、償還等の詳細については、26、27ページの④の企業債明細書のとおりとなっております。後ほどごらんいただくよう、よろしく願いいたします。

3ページにお戻りください。

3、4ページの下段に記載してありますが、ここで資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,514万1,946円、対前年度74.9%の増につきましては、損益勘定留保資金の過年度分4,493万7,292円、同当年度分9,236万2,574円、減債積立金200万、建設改良積立金1,400万、及び当年度分消費税資本的収支調整額1,184万2,080円で補填いたしました。

続いて、5ページからの財務諸表、2の損益計算書についてですが、節別の明細については、附属書類の20ページ以降に記載してありますので、後ほど参考にしていただくようよろしくお願いいたします。

5ページに戻り、1の営業収益は1億9,800万5,416円で、対前年度1.7%の減となりました。営業収益の大部分、99%を占める給水収益においては、対前年度1.1%の減で、これは節水機器の浸透による生活環境の変化や下水道料金の改定に伴う使用水量の減により減少したものであると思われま

す。ここで業務量の概要、これ15ページに記載してありますので、ごらんください。

年度末の給水戸数が8,400戸で、前年度に対して133戸の増、また年間配水量は279万1,981立方メートルで、前年度から0.9%の減となりました。

なお、有収率については86.9%で、対前年度0.3%の減となっております。今年度も下羽栗地区の漏水調査などを引き続き行い、有収率の向上を図りたいと考えております。

また、給水に要する単位費用であります給水原価は85円87銭で、単位収益である供給単価80円77銭を5円10銭上回りました。

5ページに戻りまして、2の営業費用は2億381万1,794円で、対前年度2.1%の増となりました。これは、原水及び浄水費における水源地機器等の維持管理・修繕に要する費用の増大や、総係費で、会計制度や消費税改正に伴う料金システムと会計システムの修正業務委託が大きな要因となっております。

3の営業外収益は3,143万7,367円で、対前年度33.1%の増となりました。これは、給水装置の新設等の申し込みの増加により増額になったものでございます。

6ページ、4の営業外費用は449万5,455円で、対前年度18.1%の減となりました。これは、企業債支払利息が143万円減少したことにより減額になったものでございます。営業利益と営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益は2,113万5,534円で、対前年度5.7%の増となりました。

5の特別損失としまして、消滅時効による不納欠損分で208万7,280円、対前年度171万円の増を計上し、当年度の純利益は、対前年度2.9%減の1,904万8,254円となりました。したがって、前年度繰越利益剰余金の1,245万9,504円に当年度の純利益を加え、当年度の未処分利益剰余金は3,150万7,758円、対前年度0.2%の増となりました。

続いて、7ページ、8ページの3の剰余金計算書についてですが、資本剰余金における当年度変動額が、工事負担金において900万895円、対前年度115万円の減、受贈財産評価額では寄附による5件分302万4,000円、対前年度64万円の増、資本剰余金年度末残高は18億1,509万6,398円となりました。

利益剰余金について、減債積立金の年度末残高は、前年度末残高から前年度処分額200万円、

当年度変動額マイナス200万円を加減して6,469万、建設改良積立金の年度末残高は、前年度末残高から前年度処分額の1,700万円、当年度変動額のマイナス1,400万円を加減し、1億8,956万5,896円で、当年度の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金の年度末残高1,245万9,504円に純利益1,904万8,254円を加え、3,150万7,758円となりました。

次に、9ページの4の剰余金処分計算書(案)についてでございますが、当年度の未処分利益剰余金3,150万7,758円を減債積立金に200万円、建設改良積立金に1,700万円の計1,900万円を積立金として処分し、翌年度への繰越利益剰余金については、積立金分を差し引き、前年とほぼ同額の1,250万7,758円にしたいと考えてございます。

続いて、10ページ、11ページの5の貸借対照表をごらんください。

資産の部においてですが、1の固定資産では、機械及び装置において、第4水源地機械電気計装等更新工事による増加があり、固定資産の詳細については、24ページ、25ページの固定資産明細書のとおりであります。

また10ページに戻っていただきまして、(1)の有形固定資産の現在の合計は、対前年度5.5%増の26億3,209万7,604円となりました。

2の流動資産では、対前年度2.9%減の3億7,947万3,175円となり、その内訳は、(1)の現金預金で対前年度5.6%減の3億5,234万7,233円、(2)の未収金は工事負担金等で、対前年度54.6%増の2,683万1,712円で、主なものは、下水道工事に伴う水道管支障移転工事負担金で620万545円、消費税還付金613万9,830円、水道料金の未収金で702万1,343円となっており、水道料金の平成25年度現年度分の未収は653万3,493円で、3月末の収納率は96.8%で、これは前年度からの増減はありませんでした。

悪質な滞納者につきましては給水停止を実施し、使用者の負担の公平が図られるよう努めております。

資産の合計は、対前年度4.4%増の30億1,157万779円となりました。

11ページの負債の部につきましては、流動負債の合計が対前年度17.3%増の7,413万7,398円となり、未払い金の内訳は、給水管修繕工事等の営業未払い金で1,627万7,248円、下水道工事に伴う配水管及び配水補助管布設がえ工事等のその他の未払い金で5,776万150円となりました。

資本の部において、4の資本金では、(1)の自己資本金において積立金取り崩しにより、減債で200万、建設改良で1,400万円の計1,600万円の増加があり、対前年度3.3%の増となる5億609万7,193円となり、(2)の借入資本金では、対前年度34.0%の増となり、3億3,047万6,136円、資本金合計で13.6%増の8億3,657万3,329円となりました。

5の剰余金につきましては、7、8ページの剰余金計算書のとおりでございます。

11ページ、下から2行目の資本合計は29億3,743万3,381円、負債と資本の合計につきましては、資産合計と同額の30億1,157万779円という平成26年3月31日現在における貸借対照状態と

なっております。

12ページ以降につきましては、決算の附属書類ですので、お目通しをお願いし、水道事業会計の決算に関する説明を終わらせていただきます。

○議長（安田敏雄君） 平成25年度各会計の歳入歳出決算、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見、平成25年度笠松町水道事業会計決算に対する監査の結果報告を求めます。

小林監査委員。

○監査委員（小林正明君） 議長の指名によりまして、審査意見の御報告をさせていただきます。お手元の各審査意見についてを参照ください。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定により、平成25年度の笠松町一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業の各特別会計の歳入歳出決算、そして同法第241条第5項の規定により、基金の運用状況を示す書類を平成26年8月18日、19日、20日の3日間にわたり、笠松町役場監査委員室において審査いたしましたので、御報告申し上げます。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも法令で定める書類の記載様式に準じており、適正に処理されております。決算内容も正当かつ正確に表示されておりました。また、予算についても適正に執行されておりました。

本年度の一般会計の決算額は、歳入77億9,152万7,166円、歳出74億5,237万7,928円でありまして、前年度と比較すると、歳入で11.9%増加、歳出で13.0%の増加となっております。これに各特別会計を加えた決算総額は、歳入133億835万2,190円、歳出126億9,235万9,380円であり、前年度と比較しますと、歳入で7.5%の増加、歳出で7.8%の増加となっております。

また、一般会計の実質収支から前年度繰越金と基金取り崩し額を減額し、基金積立金等を加算した実質単年度収支については、2,517万円の赤字となり、平成24年度の1億125万9,000円から赤字が減少しております。

一方、財政構造の弾力性をあらかず経常収支比率は87.2%で、前年度からほぼ横ばいの状況と言えます。持続可能で安定した財政基盤の確立に向け、一層の改善に努めていただきたい。また、今後においても、町の財政運営は厳しいものと考えられ、歳入にあつては、税、料金等自主財源の確保充実や収入未済額のさらなる縮減に最大限努められる一方で、歳出にあつては、各施策、事業の緊急性、必要性、重要性等を見きわめた上で、効率的・効果的な経費支出を図られることにより、よりよい住民サービスの提供と住民福祉の向上に努めていただきたい。

また、社会経済状況の変化や町民の多様なニーズを的確に捉え、さらなる財政健全化への取り組みを積極的に推進し、将来的に持続可能な財政運営に不断の努力を重ねていただきたい。

なお、一般会計及び各特別会計の個別的審査意見は、お手元に配付されているとおりでござ

います。

また、各種基金につきましては、それぞれの設置目的に沿って適正に運用処理されておりました。しかし、長年利用されていない基金が見受けられるため、有効な活用方法について調査・研究をされたい。

また、公有財産についても適正に管理されておりました。

一般会計のほうの最後に、財政健全化法の施行に伴い、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業会計の資金不足比率の財政指標についても、8月18日に審査いたしました。

その結果、実質赤字比率等の4つの健全化判断比率及び資金不足比率は、その算定基礎となる事項を記載した書類等についても適正かつ正確に作成されていることが認められ、健全化判断比率については、財政再建団体の前段階であると判断される早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が図られていると判断します。

また、公営企業等の資金不足比率については、各公営企業等において資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されておられません。

以上、審査結果の御報告とさせていただきます。

続きまして、笠松町の水道事業会計につきまして報告します。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成26年8月20日、笠松町役場監査委員室において、平成25年度笠松町水道事業会計決算を審査しましたので、御報告します。

事業収益については、給水戸数が前年度対比1.6%の増加でしたが、料金収入である給水収益は、前年度対比1.1%の減少となっております。一方、収入総額は、前年度対比1.9%増の2億2,944万2,783円となっております。

一方、企業債利息や配水及び給水費が減少したものの、総係費や原水及び浄水費が増加したことにより、支出総額は前年度対比2.4%増の2億1,039万4,529円となり、純利益は、1,904万8,254円の黒字決算となっております。これは、経営の効率化、財政の健全化が図られてきた成果として評価できるものであります。

また、資本的収支においては、第4水源地機械電気設備等の更新工事に伴う企業債の借り入れや、工事費が大幅に増加しているが、これは計画的で効果的な更新事業として評価できるものであります。

今後の水道事業については、平成29年度までの水道事業経営計画による事業計画をもとに、基幹管路の耐震化、経年管の更新など、笠松町水道ビジョンの実現を目指し、安心・快適な給水の確保に努められ、さらに今後とも引き続き経営の効率化、合理化を図られるなど、企業経営の健全化に最善を尽くされるとともに、水道料金滞納徴収業務の効率化、徴収率の向上などにより一層の努力を期待するものであります。

詳細につきましては、お手元の決算書をごらんください。

なお、審査に付された決算書類は、いずれも法令で定める様式に準じて水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されており、正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。

以上、御報告を終わります。

○議長（安田敏雄君） お諮りいたします。明9月4日から9月15日までの12日間は議案精読のため休会とし、9月16日午前10時から本会議を再開いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明9月4日から9月15日までの12日間は休会とすることに決しました。

---

#### 散会の宣告

○議長（安田敏雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後0時12分